

誓約書（申請者用）

- (1) FIT（固定価格買取制度）の認定またはFIP制度の認定を取得しないこと。
- (2) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- (3) 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数を経過するまでの間、補助事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと。
- (4) 地域住民や地域の自治体と適切なコミュニケーションを図るとともに、地域住民に十分配慮して事業を実施するよう努めること。
- (5) 発電した電力量のうち、住宅においては30パーセント以上を、申請した住宅の敷地内で自ら消費すること。
- (6) 設備の設置後、適切な保守点検及び維持管理を実施すること。
- (7) 関係法令及び条例の規定に従い、補助対象設備を処分すること。
- (8) 補助対象設備について、国等から他に補助金、助成金その他これらに類する交付金を受けていないこと。
- (9) 次のアからウまでのいずれにも該当する者ではないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (10) 令和8年度三股町民向け再生可能エネルギー導入促進事業補助金交付要綱の規定を遵守し、適切に事業を実施すること。また、万が一、補助金の交付決定の取消しに伴う補助金の返還や、財産処分等により財産処分納付金が発生した場合には、遅滞なく町長の指示に従い返還、納付すること。

※高効率給湯器のみの場合は、(6)～(10)とする。

三股町民向け再生可能エネルギー導入促進事業補助金の交付申請に当たり、上記の項目について了承し、遵守することを誓います。

年 月 日

住所
氏名

（申請者本人が自署してください）